

船舶事故調査報告書

平成29年5月18日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成28年9月29日 08時10分ごろ
発生場所	青森県横浜町 ^{どめき} 百目木漁港南西方沖 陸奥横浜港西防波堤灯台から真方位206°4.5海里（M）付近 （概位 北緯41°01.2′ 東経141°12.0′）
事故の概要	漁船第十八 ^{いなり} 稲荷丸は、ほたて養殖施設の修理作業中、船長が負傷した。
事故調査の経過	平成28年9月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十八稲荷丸、4.7トン AM3-34153（漁船登録番号）、個人所有 11.99m（Lr）×2.87m×0.77m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和63年8月28日
乗組員等に関する情報	船長 男性 54歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年6月3日 免許証交付日 平成25年6月12日 （平成31年6月2日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：波向 南東、波高 約0.5m
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、平成28年9月29日06時30分ごろ、ほたて養殖施設の修理を行う目的で、百目木漁港を出港し、06時40分ごろ同施設に到着した。 船長は、養殖施設の浮玉を揚収し、本船の船首部及び船尾部の左舷側にそれぞれ設置されたドラムで、切断された延 ^{はえ} 縄の両端を巻き込んだ後、延縄の端部に予備の延縄及びアンカーロープ ^{つな} を繋いだ。 船長は、本船の両舷側の船尾端に設置されたたつにアンカーロープ及びアンカーの爪に取り付けた ^{かた} 型ロープ（延縄を引く際にアンカーを海底から揚げる目的のロープ）をそれぞれ巻いて止め、延縄の端部に

括り付けたえい縄用のロープ（以下「本件ロープ」という。）を、船尾端中央の船縁に設置されたガイドローラ（以下「本件ガイドローラ」という。）に乗せ、後部甲板の中央部に設置されたたつに止めた後、延縄を海面に投下した。

本船は、船長が、後部甲板の左舷側に立ち、延縄の弛みをとろうと、持ち運びが可能な操舵及び機関の遠隔操縦装置を使用し、極微速力で本件ロープを引きながら東進中、右舷方に寄り過ぎて隣のほたて養殖施設に接近したので、左舵を取ったところ、08時10分ごろ本件ロープが本件ガイドローラから外れて船長の右膝に当たり船長が左舷舷縁まで飛ばされた。（図1、図2参照）

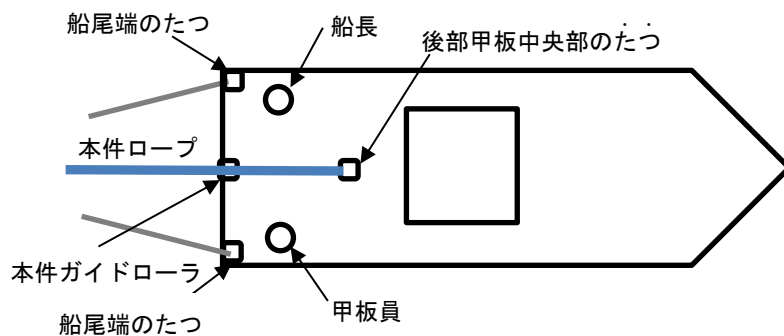


図1 本件ロープを引く状況（平面図）

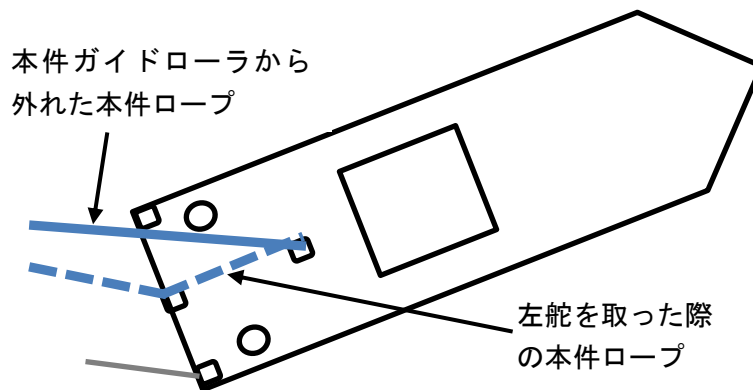


図2 本事故当時の状況（平面図）

船長は、痛みを感じたものの、歩くことができたので修理作業を終えて百目木漁港に帰港した後、下船しようとしたところ、歩くことができず、甲板員に救急車の要請を依頼して病院に搬送され、右脛骨高原骨折及び右腓骨頭骨折と診断された。

（付図1 事故発生場所概略図、付図2 ほたて養殖施設（延縄式）側面図、写真1 本件ガイドローラ、写真2 船長が本事故当時に行った場所 参照）

その他の事項

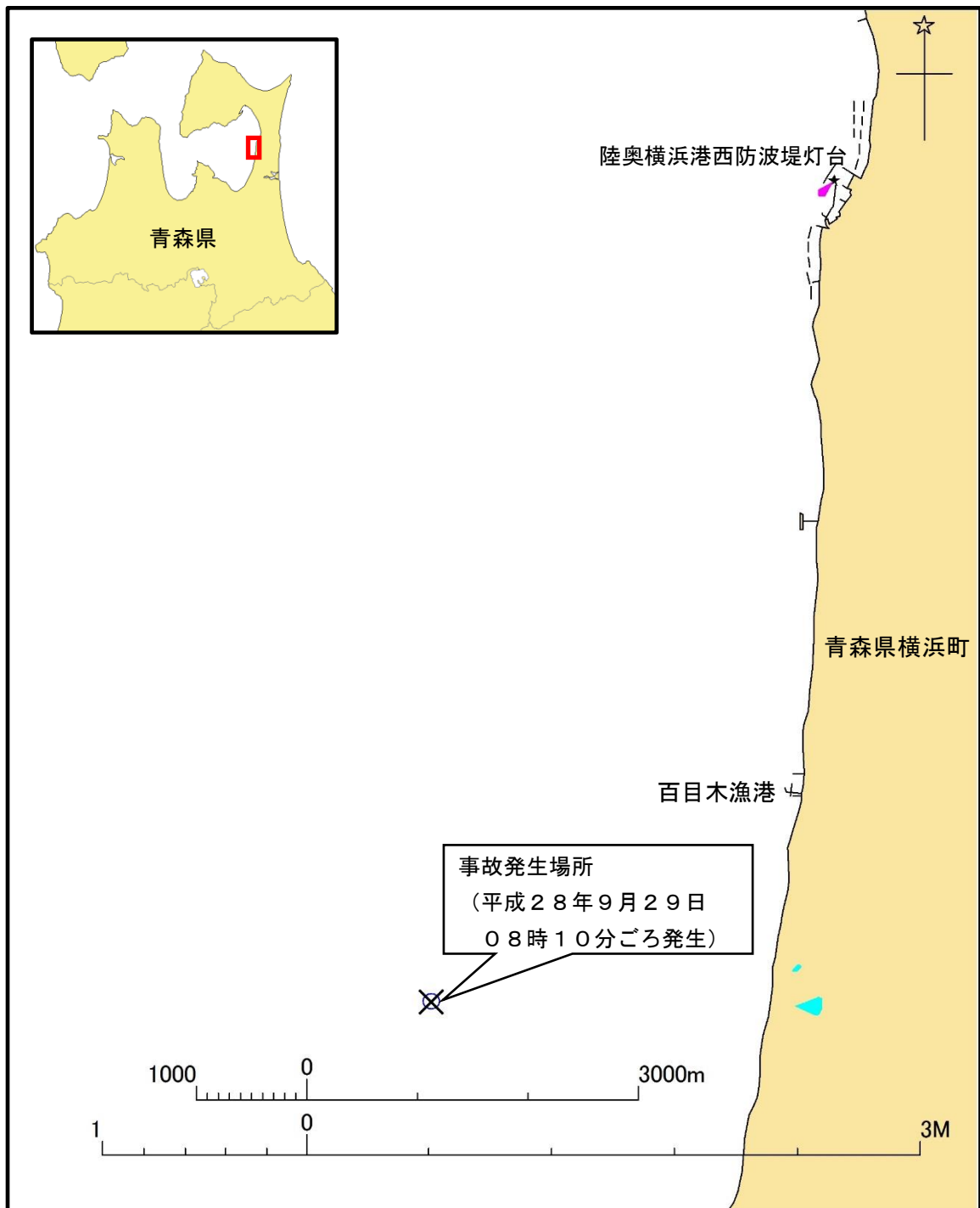
本件ロープは、直径約20mm、長さ約180mの化学繊維製であった。

本件ガイドローラは、ガイド部分の横幅が約70mmであった。

本船は、ふだん、本件ロープを引く際、本件ガイドローラから本件ロープが外れるのを防止する目的で、直径約25mm、長さ約30cmの

	<p>ステンレス製の棒（以下「本件棒」という。）2本を本件ガイドローラの左右にそれぞれ立てていた。</p> <p>（写真3 本件棒 参照）</p> <p>船長は、本事故当日、ほたて養殖施設に到着した際に本件棒を自宅に忘れてきたことに気付いたが、帰港後に他の仕事を行う予定があったこともあり、本件棒を取りに帰らなかった。</p> <p>甲板員は、本事故当時、後部甲板の右舷側に立って右舷船尾端のたつに巻かれていたアンカーロープの先端を両手で持ち、延縄の弛みかとれた時点で、船長からの合図により同ロープを海中に投入しようと待機していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、百目木漁港南西方沖において、ほたて養殖施設の修理作業中、船長が、本件ロープを本件ガイドローラに乗せ、後部甲板中央部のたつに止めて引く際、本件ガイドローラに本件棒を立てていなかったことから、左舵を取ったところ、本件ガイドローラから本件ロープが外れ、船長の右膝に当たって負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件棒を自宅に忘れてきたことから、本件ガイドローラに本件棒を立てていなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、持ち運びが可能な操舵及び機関の遠隔操縦装置を使用して本件ロープを引きながら東進中、後部甲板の左舷側に立っていたことから、左舵を取った際に本件ガイドローラから外れた本件ロープが右膝に当たったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、百目木漁港南西方沖において、ほたて養殖施設の修理作業中、船長が、本件ロープを本件ガイドローラに乗せ、後部甲板中央部のたつに止めて引く際、本件ガイドローラに本件棒を立てていなかったため、左舵を取ったところ、本件ガイドローラから本件ロープが外れ、船長の右膝に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロープをガイドローラに乗せてえい縄作業を行う際は、ロープの外れを防止する措置を必ず講ずること。

付図1 事故発生場所概略図



付図2 ほたて養殖施設（延縄式）側面図

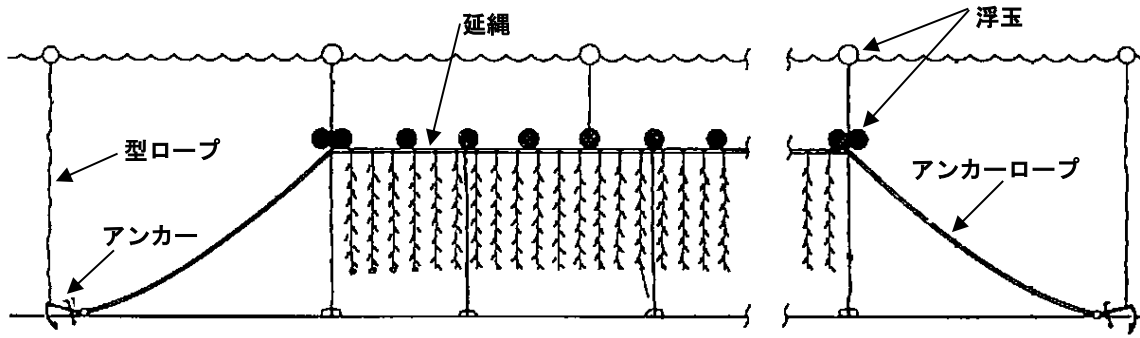
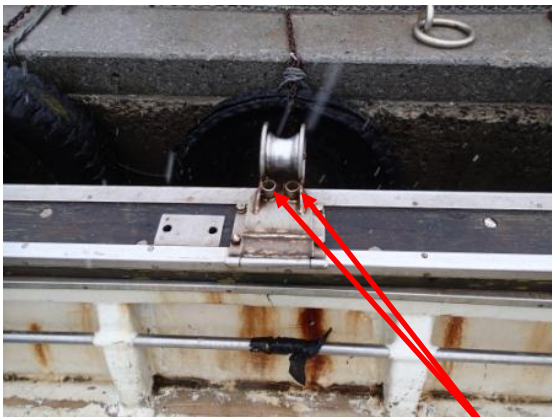


写真1 本件ガイドローラ



本件棒を立てる位置

写真2 船長が本事故当時にいた場所

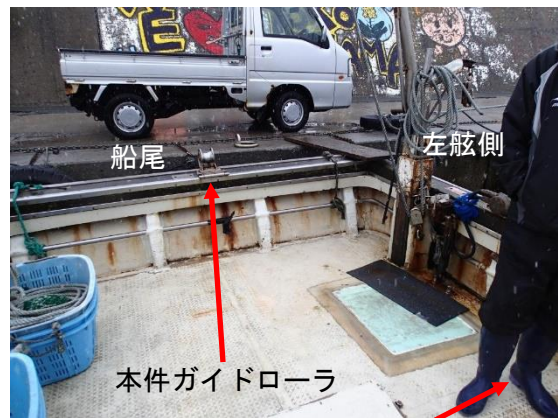


写真3 本件棒

